

大和市民健康保険税条例施行規則及び大和市民介護保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月28日

大和市長 古谷田 力

大和市民規則第26号

大和市民健康保険税条例施行規則及び大和市民介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

(大和市民健康保険税条例施行規則の一部改正)

第1条 大和市民健康保険税条例施行規則(昭和46年大和市民規則第45号)の一部を次のように改正する。

附則第3項第1号中「令和5年度に」を「令和6年度に」に、「令和2年度分から令和5年度分」を「令和3年度分から令和6年度分」に、「令和5年4月1日から令和6年3月31日」を「令和6年4月1日から令和7年3月31日」に改め、同項第2号中「令和2年度分」を「令和3年度分」に、「令和5年4月1日から令和6年3月31日」を「令和6年4月1日から令和7年3月31日」に改め、同項第4号を削り、同項第3号中「平成27年度に指定が解除された避難指示解除準備区域、」を削り、「、避難指示解除準備区域並びに」を「及び避難指示解除準備区域並びに」に、「令和2年度分から令和5年度分」を「令和3年度分から令和6年度分」に、「令和5年4月1日から令和6年3月31日」を「令和6年4月1日から令和7年3月31日」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 平成27年度に指定が解除された避難指示解除準備区域である場合(上位所得層の場合を除く。) 令和3年度分から令和5年度分までであって、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの納期に係る国民健康保険税全額及び令和6年度分であって、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの納期に係る国民健康保険税のうち、100分の50に相当する額

附則第3項第5号中「令和4年度」の次に「及び令和5年4月1日」を加え、「令和5年4月1日から令和6年3月31日」を「令和6年4月1日から令和7年3月31日」に改め、同項に次の1号を加える。

(6) 令和5年4月2日以降令和5年度に指定が解除された特定復興再生拠点区域である場合(上位所得層の場合に限る。) 令和6年度分であって、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの納期に係る国民健康保険税のうち、令和6年4月分から同年9月分までに相

当する月割算定額

附則第4項の前の見出し及び同項から第9項までを削る。

(大和市介護保険条例施行規則の一部改正)

第2条 大和市介護保険条例施行規則（平成12年大和市規則第25号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「、所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれる場合には、同法第28条第2項の規定により計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定により計算した金額の合計額から100,000円を控除して得た金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし」を削る。

附則第2項中「オ」を「カ」に、「令和5年度分」を「令和6年度分」に改め、同項第1号中イを削り、ウをイとし、エをウとし、同号オ中「令和4年度」の次に「及び令和5年度」を加え、同号オを同号エとし、同項第2号中「平成26年度以前」を「平成27年度」に改め、「緊急時避難準備区域等（特定避難勧奨地点を含む。）及び」を削る。

附則第3項の前の見出し及び同項から第9項までを削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(大和市国民健康保険税条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

2 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。以下同じ。）の影響により収入が減少する世帯に係る保険税（令和元年度分から令和4年度分までであって、かつ、令和2年2月1日から令和6年3月31日までの納期に係る保険税に限る。）の減免については、なお従前の例による。

(大和市介護保険条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

3 第2条の規定による改正後の大和市介護保険条例施行規則（次項において「新規則」という。）第4条第1項第1号の規定は、令和5年以後の合計所得金額を用いて算定する場合について適用し、令和2年から令和4年までの年の合計所得金額を用いて算定する場合は、なお従前の例による。

4 新規則附則第2項の規定は、令和6年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

5 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少する世帯に係る保険料（令和元年度分から令和4年度分までであって、かつ、令和2年2月1日から令和6年3月31日までの納期に係る保険料に限る。）の減免については、なお従前の例による。